資料⑦

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例施行規則（平成３０年長岡京市規則第２８号）の一部を改正する規則

改正後	改正前
（特定空き家等に係る公表） 第３条　【略】 （１）　【略】 （２）特定空き家等の所在地 （３）・（４）　【略】 （管理不全空き家等に係る公表） 第４条　条例第１２条の２第２項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （１）～（４）　【略】 （特定空き家等への対応） 第６条　法第２２条第１項の指導は、指導書（別記様式第３号）により行うものとする。 ２　【略】 ３　法第２２条第２項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第５号）により行うものとする。 ４　【略】 ５　法第２２条第４項の通知書は、命令に係る事前の通知書（別記様式第７号）とする。 ６　法第２２条第３項の規定による命令は、命令書（別記様式第８号）により行うものとする。 ７　法第２２条１３項の規定による公示は、標識（別記様式第９号）により行うものとする。 （管理不全空き家等への対応）	（特定空家等に係る公表） 第３条　【略】 （１）　【略】 （２）　特定空家等の所在地 （３）・（４）　【略】 （管理不全空き家等に係る公表） 第４条　条例第１２条第３項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （１）～（４）　【略】 （特定空家等への対応） 第６条　法第１４条第１項の指導は、指導書（別記様式第３号）により行うものとする。 ２　【略】 ３　法第１４条第２項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第５号）により行うものとする。 ４　【略】 ５　法第１４条第４項の通知書は、命令に係る事前の通知書（別記様式第７号）とする。 ６　法第１４条第３項の規定による命令は、命令書（別記様式第８号）により行うものとする。 ７　法第１４条第１１項の規定による公示は、標識（別記様式第９号）により行うものとする。 （管理不全空き家等への対応）

改正後	改正前
第７条　法第１３条第１項の指導は、指導書（別記様式第１０号）により行うものとする。	第７条　条例第１２条第１項の指導は、指導書（別記様式第１０号）により行うものとする。
２　条例第１２条の２第１項の意見を述べる機会の付与の通知は、勧告に係る事前の通知書（別記様式第１１号）により行うものとする。	【追加】
３　法第１３条第２項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第１２号）により行うものとする。	２　条例第１２条第２項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第１１号）により行うものとする。
４　条例第１２条の２第３項の意見を述べる機会の付与の通知は、公表に係る事前の通知書（別記様式第１３号）により行うものとする。	３　条例第１２条第４項の意見を述べる機会の付与の通知は、公表に係る事前の通知書（別記様式第１２号）により行うものとする。
（代執行）	（代執行）
第８条　行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第１４号）により行うものとする。	第８条　行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第１３号）により行うものとする。
２　行政代執行法第３条第２項の規定による通知は、代執行令書（別記様式第１５号）により行うものとする。	２　行政代執行法第３条第２項の規定による通知は、代執行令書（別記様式第１４号）により行うものとする。
３　行政代執行法第４条の証票は、執行責任者証（別記様式第１６号）とする。	３　行政代執行法第４条の証票は、執行責任者証（別記様式第１５号）とする。
４　代執行に要した費用の徴収は、速やかに代執行費用納付命令書（別記様式第１７号）により所有者等に請求するものとする。	４　代執行に要した費用の徴収は、速やかに代執行費用納付命令書（別記様式第１６号）により所有者等に請求するものとする。
（緊急安全措置）	（緊急安全措置）
第９条　条例第１３条第２項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（別記様式第１８号）により行うものとする。	第９条　条例第１３条第２項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（別記様式第１７号）により行うものとする。

改正後	改正前
２　条例第１３条第４項の証明書は、立入職員証（別記様式第１９号）とする。	２　条例第１３条第４項の証明書は、立入職員証（別記様式第１８号）とする。